次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 13,800	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 10,800
三　（略）	三　（略）
第四～第八　（略）	第四～第八　（略）

○農林水産省告示第千四百二十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年八月二十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年九月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25061	ＴＰＮ水和剤	ＧＦダコニールアルファ	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号　ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社　代表取締役社長　森本義之

○農林水産省告示第千四百三十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年九月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年７月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23307	ノバルロン水和剤	大塚カウンターフロアブル	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号　ＯＡＴアグリオ株式会社　代表取締役　岡尚
23306	ノバルロン水和剤	ＳＤＳカウンターフロアブル	東京都千代田区神田練塀町３番地　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　竹田正俊

令和８年７月21日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19883	イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤	マイネックス	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役社長　カノウ　ダニエル　ケンジ
21060	アリガタシマアザミウマ剤	アリガタ	〃
21979	チチュウカイツヤコバチ剤	ベミパール	〃
23485	還元澱粉糖化物液剤	キモンブロック液剤	〃
23771	ギフアブラバチ剤	ギフパール	〃
24096	ククメリスカブリダニ剤	ククメリス	〃
22986	ＢＴ水和剤	家庭園芸用バシレックス水和剤	東京都千代田区神田練塀町３番地　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　竹田正俊
22746	チアメトキサム複合肥料	キープレイヤー	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

○経済産業省告示第百十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年九月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和八年八月十三日からの大雨に伴う災害	千葉県	千葉市 市川市 船橋市 館山市 松戸市 茂原市 佐倉市 東金市 習志野市 柏市 市原市	令和八年八月十三日から令和八年十二月十四日まで